

令和8年度 就学前教育・保育施設整備交付金の整備案件について

1. 国交付金の概要

名称：就学前教育・保育施設整備交付金

対象：保育所、認定こども園、地域型保育所、乳児等通園支援事業所の整備事業費（改築、修繕等）

補助率等：国2分の1、市及び事業者4分の1

2. 島田市の過去の適用案件

令和4、5年度 ゆたか保育園改築事業

令和6年度 認定こども園五和保育園修繕

令和7年度 認定こども園大津保育園修繕

3. こども・子育て会議への付託の必要性

国から、「財政支援を希望する市区町村は、地方版子ども・子育て会議等で承認を得るなど、市区町村における意思決定を行った上で、県に提出すること。」とされている。

4. エルフのゆめ施設整備について

所在：島田市東町1210番地（六合東小学校 南側）



施設：平成15年度（2003年）建設（22年経過）、延床面積742.03㎡

整備の必要性：約2年前から屋根等から雨漏りが発生、室内壁等にカビが発生し、保育環境が悪化している。

整備費：21,604,000円（保育所部分17,341,312円 - ①）

国交付金：①×1/2=8,670千円